

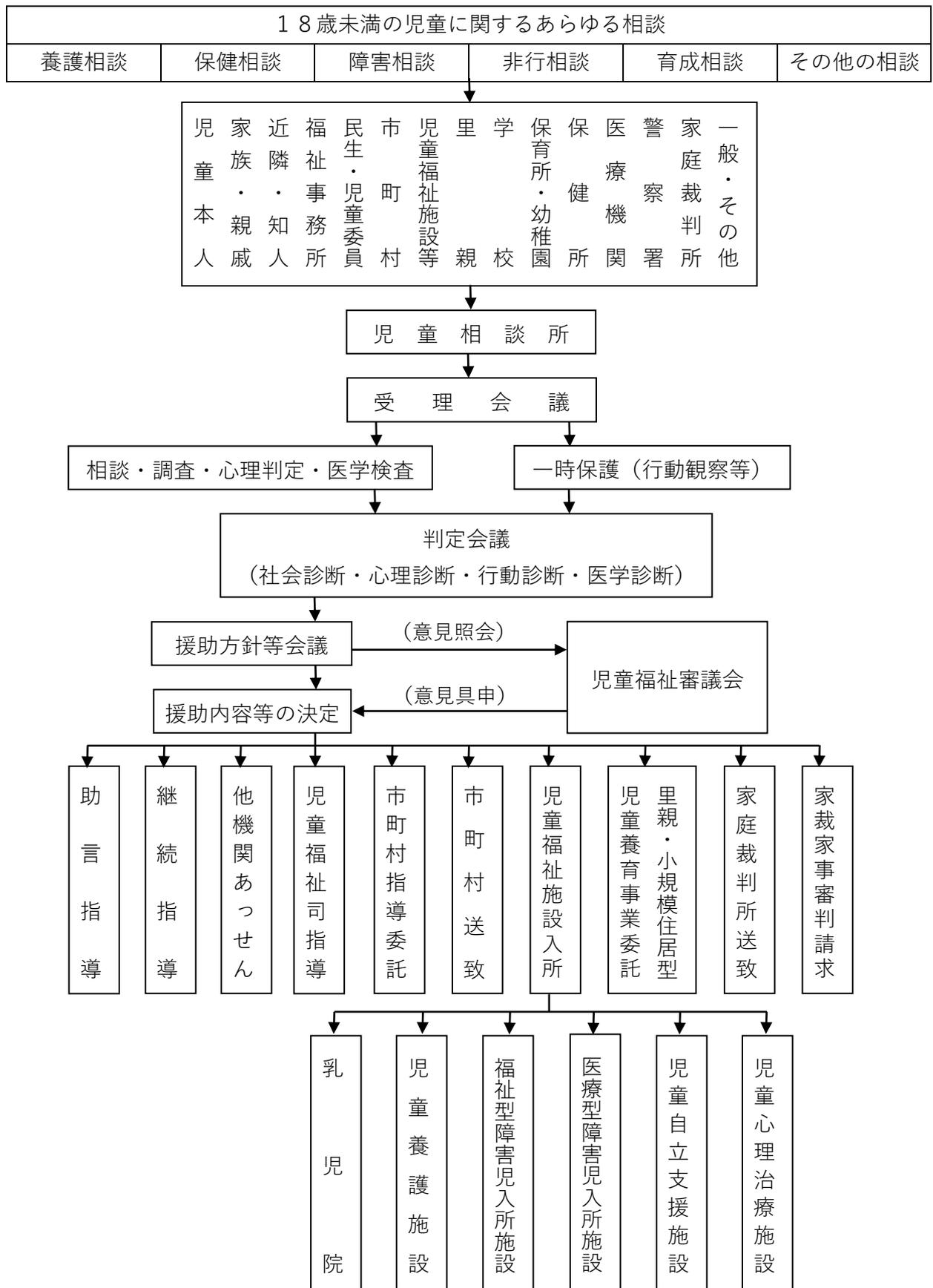
### 3 福祉こども総室【五所川原児童相談所】

#### 3-1 児童相談業務

##### (1) 相談の種類と主な内容

養護相談	児童虐待相談	身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、保護の怠慢・拒否(ネグレクト)に関する相談
	その他の相談	父又は母等の保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、稼動及び服役等による養育困難児、迷子、親権を喪失・停止した親の子、後見人を持たない児童等環境的問題を有する子ども、養子縁組に関する相談
保健相談	保健相談	未熟児、虚弱児、ツベルクリン反応陽転児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患(精神疾患を含む)等を有する子どもに関する相談
障害相談	肢体不自由相談	肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
	視聴覚障害相談	盲(弱視を含む)、ろう(難聴を含む)等視聴覚障害児に関する相談
	言語発達障害等相談	構音障害、吃音、失語等音声や言語の機能障害を持つ子ども、言語発達遅滞を有する子ども等に関する相談
	重症心身障害相談	重症心身障害児(者)に関する相談
	知的障害相談	知的障害児に関する相談
	発達障害相談	自閉症、アスペルガー症候群、その他広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害等の子どもに関する相談
非行相談	ぐ犯等相談	虚言癖、浪費癖、家出、浮浪、乱暴、性的逸脱等のぐ犯行為若しくは飲酒、喫煙等の問題行動のある子ども、警察署からぐ犯少年として通告のあった子ども、又は触法行為があったと思料されても警察署から法第25条による通告のない子どもに関する相談
	触法行為等相談	触法行為があったとして警察署から法第25条による通告のあった子ども、犯罪少年に関して家庭裁判所から送致のあった子どもに関する相談
育成相談	性格行動相談	子どもの人格の発達上問題となる反抗、友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙、不活発、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格若しくは行動上の問題を有する子どもに関する相談
	不登校相談	学校及び幼稚園ならびに保育所在籍中で、登校(園)していない状態にある子どもに関する相談
	適性相談	進学適性、職業適性、学業不振等に関する相談
	育児・しつけ相談	家庭内における幼児の育児・しつけ、子どもの性教育、遊び等に関する相談
	その他の相談	上記のいずれにも該当しない相談

(2) 業務の流れ



### (3) 相談の種類別状況

令和5年度に当所が受け付けた相談の総件数は452件で、前年度の373件に比べ79件の増加となった。「養護」が191件(42.3%)と一番多く、次いで「知的障害」が181件(40.0%)、「性格行動」が28件(6.2%)となっている。

表1 相談の種類別受付件数

種類別	養護	保健	障 害					
			肢 体 不自由	視聴覚 障 害	言語発 達障害	重症心 身障害	知 的 障 害	発 達 障 害
令和5年度 (人)	191		1		2	2	181	12
管 内 (%)	42.3		0.2		0.4	0.4	40.0	2.7
前年度比 (件)	+17		+1		+1	±0	+50	+4

種類別	非 行		育 成			その他	計	
	ぐ 犯 行為等	触 法 行為等	性 格 行 動	不登校	適 性			育児・ しつけ
令和5年度 (人)	5	4	28	10	5	3	8	452
管 内 (%)	1.1	0.9	6.2	2.2	1.1	0.7	1.8	100.0
前年度比 (件)	+4	+1	±0	+5	+3	-2	-5	+79

### (4) 相談の経路別受付状況

「家族・親戚」からの相談が190件(42.0%)で最も多く、次いで「警察等」からの相談が93件(20.6%)、「県・その他」からの相談が28件(6.2%)となっている。

表2 相談の種類別受付件数

相談経路		件数	割合(%)	相談経路	件数	割合(%)
県	児童相談所	3	0.7	保 健 所		
	福祉事務所	5	1.1	医 療 機 関	9	2.0
	そ の 他	28	6.2	学 校	26	5.7
市町村	福祉事務所	17	3.8	教 育 委 員 会 等	8	1.8
	保健センター			里 親	7	1.5
	そ の 他	23	5.1	家 族 ・ 親 戚	190	42.0
保 育 所	1	0.2	近 隣 ・ 知 人	19	4.2	
児童福祉施設	15	3.3	児 童 本 人	3	0.7	
指定発達支援医療機関			そ の 他	4	0.9	
認定こども園			計	452	100.0	
警 察 等	93	20.6	(再掲)	巡回相談		
家 庭 裁 判 所	1	0.2		電話相談	37	8.2

(5) 相談の措置及び処理状況

相談に対し措置及び処理した件数は451件で、「助言指導」が313件(69.4%)と一番多く、次いで「継続指導」が15件(3.3%)、「障害児施設等の利用契約」が8件(1.8%)となっている。

表3 相談の措置及び処理件数

区 分	件 数	割合 (%)	区 分	件 数	割合 (%)
助 言 指 導	313	69.4	児 童 福 祉 施 設 入 所	6	1.4
継 続 指 導	15	3.3	里 親 委 託	2	0.4
他 機 関 あ っ せ ん	2	0.4	家 庭 裁 判 所 送 致	1	0.2
児 童 福 祉 司 指 導	1	0.2	障 害 児 施 設 等 の 利 用 契 約	8	1.8
市 町 村 指 導 委 託			そ の 他	96	21.3
市 町 村 送 致 等	7	1.6	計	451	100.0

(6) 相談理由別処理状況

(6) - 1 養護相談

処理された養護相談189件の相談に至った主な理由としては、「家庭環境」(虐待、経済的理由、就労等)から生じたものが189件と100%を占めた。

処理の内訳としては、「助言指導」が158件、「継続指導」が10件、「市町村送致」が7件、「児童福祉施設入所」が5件、「里親委託」が1件となっている。

なお、虐待相談は養護相談に含まれ、養護相談189件のうち148件である。

表4 養護相談の理由別処理件数

理由別 処理別	家出 〔 失踪 含む〕	死亡	離婚	傷病 入院 含む〕	家族環境		その他	計
					虐待	その他		
助 言 指 導					132	26		158
継 続 指 導					7	3		10
他 機 関 あ っ せ ん					1			1
児 童 福 祉 司 指 導					1			1
市 町 村 送 致					7			7
里 親 委 託						1		1
児 童 福 祉 施 設 入 所						5		5
そ の 他						6		6
令和5年度管内 (件)					148	41		189
(%)					78.3	21.7		100.0
前 年 度 比 (件)				-2	+5	+6	-4	+5

① 管内の里親委託状況

登録里親数 10 組のうち実際に委託を受けた里親は 4 組（委託率は 40.0%）、委託里子数は 6 人であった。

表5 管内の里親委託人数

区 分	登録里親数(組)	委 託 里 親		委託里子数(人)
		実 数 (組)	委託率 (%)	
令和 5 年度 管内	10	4	40.0	6
前 年 度 比	-1	±0	+3.6	+1

※ 里親制度とは、家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預け、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育てようとする制度。里親は都道府県知事が認定する。

② 虐待相談（養護相談の再掲）

令和 5 年度の虐待相談対応件数は 148 件で、前年度に比して 5 件増加している。

虐待の内容別では、「心理的虐待」が 89 件(60.1%)、「身体的虐待」が 40 件(27.0%)であり、虐待者では、「実父」が 75 件と最も多い。

表 6 虐待の内容別件数（子ども虐待ホットライン分を含む）

内容別	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	養育放棄・怠慢 (ネグレクト)	計
令和 5 年度 (件)	40		89	19	148
管 内 (%)	27.0		60.1	12.9	100.0
前 年 度 比 (件)	+6		-4	+3	+5

- ・身体的虐待 … 生命・健康に危険のある身体的な暴行。
- ・性的虐待 … 性交、性的暴行、性的行為の強要。
- ・心理的虐待 … 暴言や差別など心理的外傷を与える行為、児童が同居する家庭における配偶者、家族に対する暴力。
- ・保護の怠慢、拒否 … 保護の怠慢や拒否により健康状態や安全を損なう行為及び棄児。

表 7 虐待者別件数

虐待者別	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計	両親（再掲）
件 数	75	5	61		7	148	64

表 8 虐待相談の処理別件数

処理別	助言指導	継続指導	他機関 あつせん	児童福祉 司指導	市町村 送致	その他	計
件 数	132	7	1	1	7		148

(6)－2 障害相談

全相談件数の43.7%を占める障害相談の処理件数の内訳は、「知的障害」が181件(91.4%)で最も多く、次いで「発達障害」12件(6.1%)、「重症心身障害」「言語発達障害等」がそれぞれ2件(1.0%)、が「肢体不自由」が1件(0.5%)となっている。

表9 障害別件数

障害別	肢 体 不 自 由	視 聴 覚 障 害	言 語 発 達 障 害 等	重 症 心 身 障 害	知 的 障 害	発 達 障 害	計
令和5年度 (件)	1		2	2	181	12	198
管内 (%)	0.5		1.0	1.0	91.4	6.1	100.0
前年度比 (件)	+1		+1	-1	+46	+4	+51

(6)－3 非行相談

非行相談の処理件数は7件で前年度に比して2件増加している。その内訳は、「暴力」が4件で最も多くなっている。

なお、これらの件数は主たる問題行動の内容を1件として計上しており、実際は問題行動の内容が複数であることも少なくない。

表10 非行相談の理由別件数

種類別 処理別	ぐ犯行為								触法行為				計
	暴 力	虚 言 癖	浪 費 癖	自 家 金 銭 持 出 し	シ ン ナ ー 等 吸 引	性 的 逸 脱	家 出 ・ 浮 浪	そ の 他	窃 盗	恐 脅 喝 迫 ・ 傷 害 行 ・	放 火 ・ 弄 火	そ の 他	
助言指導	1			1					1	1			4
継続指導	1												1
他機関あつせん													
児童福祉司指導													
市町村送致													
里親委託													
児童福祉施設入所	1												1
その他	1												1
令和5年度 (件)	4			1					1	1			7
管内 (%)	57.1			14.3					14.3	14.3			100.0
前年度比 (件)	+2			+1					-2	+1			+2

(6) -4 育成相談

育成相談の処理件数は48件で前年度に比して7件増加した。内訳は「性格行動」が29件(60.4%)、「不登校」が11件(22.9%)、「適性」が5件(10.4%)、「育児・しつけ」が3件(6.3%)となっている。

表 11 育成相談件数

内容別	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ	計
令和5年度 (件)	29	11	5	3	48
管内 (%)	60.4	22.9	10.4	6.3	100.0
前年度比 (件)	-1	+7	+3	-2	+7

※ 不登校相談の処理状況

不登校相談の件数は11件で前年度に比して7件増加した。その処理では、「助言指導」が11件となっている。

表 12 不登校相談件数

内容別	助言指導	継続指導	児童福祉司指導	児童福祉施設入所	その他	計
令和5年度 (件)	11					11
管内 (%)	100.0					100.0
前年度比 (件)	+7					+7

### 3-2 判定業務

#### (1) 相談種類別判定の状況

令和5年度の判定件数は105件で前年度に比して39件減少している。その内訳は「知的障害」が84件(80.0%)、「性格行動」が11件(10.4%)、「養護」が7件(6.6%)、「発達障害」「触法行為等」「適性」がそれぞれ1件(1.0%)となっている。判定の内訳は、医学的診断指導件数は56件、心理学的診断指導件数は639件となっている。

表13 相談種類別判定件数

種類別	養護	保健	障害					
			肢体不自由	視聴覚障害	言語発達障害	重症心身障害	知的障害	発達障害
令和5年度(件)	7						84	1
管内(%)	6.6						80.0	1.0
前年度比(件)	-46				-1		+17	-3

種類別	非行		育成				その他	計
	ぐ犯行為等	触法行為等	性格行動	不登校	適性	育児・しつけ		
令和5年度(件)		1	11		1			105
管内(%)		1.0	10.4		1.0			100.0
前年度比(件)	-1	-2	-1	-1	±0		-1	-39

表14 医学的・心理学的検査件数

	医学的診断指導				心理学的診断指導					
	診察指導	医学的検査	その他	計	知能検査	発達検査	人格検査	その他の検査	面接観察指導	計
児童	25			25	118	49	34	1	187	389
保護者	28			28		4			166	170
その他	3			3					80	80
令和5年度(件)	56			56	118	53	34	1	433	639
管内(%)	100.0			100.0	18.5	8.3	5.3	0.1	67.8	100.0
前年度比(件)	-191			-191	-95	-5	-9	-2	-155	-266

(2) 判定書（証明書等）の交付状況

判定書（証明書等）の交付は93件で、前年度に比して18件減少した。

交付した判定書（証明書等）の内訳では、「その他（福祉手当、障害証明書）」が59件と最も多く、次いで「愛護手帳のための判定書の交付」が26件、「特別児童扶養手当診断書作成」が8件となっている。

表15 判定書（証明書等）の交付件数

内容別	特別児童 扶養手当	愛護手帳	障害児保育 意見書	その他 〔福祉手当、 障害証明書〕	計
令和5年度（件）	8	26		59	93
管内（%）	8.6	28.0		63.4	100.0
前年度比（件）	-9	-33		+24	-18

(3) 心理療法・カウンセリングの状況

心理療法・カウンセリングの総件数は1,192件で、児童福祉司等によるカウンセリングが1,004件、児童心理司等による心理療法・カウンセリングが188件となっている。

表16 心理療法・カウンセリング件数

区分	医師	児童心理司等	児童福祉司等	その他の職員	計
児童		72	259		331
保護者		77	383		460
その他		39	362		401
令和5年度管内（件）		188	1,004		1,192
管内（%）		15.8	84.2		100.0
前年度比（件）		-80	+320		+240

### 3-3 一時保護

#### (1) 実人員及び延人員

令和5年度に管内で一時保護した児童の実人員の総数は17人で、前年度に比して10人増加となっている。延人員の総数は478人で、前年度に比して360人増加となっている。

表17 一時保護の実人員及び延人員

区 分	中央児相の 一時保護		所内保護		保護委託		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
令和5年度 (件)	4	193	4	4	13	285	17	478
管内 (%)	19.0	40.0	19.0	0.8	62.0	59.2	100.0	100.0
前年度比 (件)	+1	+111	+4	+4	+9	+249	+10	+360

#### (2) 相談種別保護児童の状況

管内で一時保護（保護委託を含む）した児童を相談種別にみると、実人員では、「養護」が14人(82.3%)、「非行」が2人(11.8%)であり、延人員では、「養護」が363人(75.9%)、「非行」が97人(20.3%)、「育成」が18人(3.8%)となっている。

表18 相談種別保護児童数

	養 護		保 健		障 害		非 行	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
令和5年度 (件)	14	363					2	97
管内 (%)	82.3	75.9					11.8	20.3
前年度比 (件)	+10	+334					+1	+44

	育 成		そ の 他		計	
	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員
令和5年度 (件)	1	18			17	478
管内 (%)	5.9	3.8			100.0	100.0
前年度比 (件)	±0	-18			+11	+360

### 3-4 児童相談所の事業

#### (1) 子ども虐待防止対策

##### (1)-1 子ども虐待ホットライン

子どもへの虐待に関する通告・通報を受けるホットライン(フリーダイヤル)を児童相談所に設置し、虐待の防止と早期発見・早期対応を図っている。

##### (1)-2 被虐待児フォローアップ事業

被虐待経験をもつ子どもやその保護者への治療的援助、被虐待経験を有する子どもを指導している児童福祉施設職員への援助等を実施している。

#### 児童福祉施設職員指導

指導対象	指導日	参加者	指導回数	指導内容
児童福祉施設職員	R5. 6. 1	30	1	施設の役割と児童相談所の役割について
児童福祉施設職員	R5. 7. 6	28	1	虐待の影響・トラウマについて
児童福祉施設職員	R5. 10. 5	28	1	愛着障害・発達障害・知的障害について、被措置児童等虐待について
児童福祉施設職員	R5. 11. 2	29	1	性的問題行動について
児童福祉施設職員	R5. 12. 7	28	1	家族への対応について
児童福祉施設職員	R6. 2. 1	28	1	アフターケアについて

#### (2) 里親及び里親会活動支援（西北里親会）

家庭的環境に恵まれない児童を個人（里親）の家庭に預かり、その温かい愛情と家庭的雰囲気の中で育て又は育てようとする里親の集まりである西北里親会の活動を支援した。また、弘前児童相談所と協力して、中弘南黒里親会と合同の交流会や研修会の活動を支援した。

・総会、里親サロン、交流会、研修会等

#### (3) 市町村支援事業

児童福祉法改正により、平成17年4月から市町村に児童家庭相談窓口が設置され、管内市町への支援に取り組んでいる。

管内の全市町では、既に要保護児童対策地域協議会が設置され、当所職員が委員として参画し支援を行っている。

管内市町数	設置市町数	児童相談所からの会議出席回数		
		代表者会議	実務者会議	個別ケース検討会議
6市町	6市町	4回	11回	10回